

安中市道路占用料徴収条例(平成18年安中市条例第176号)新旧対照表(本則による改正)

現 行				改 正 案				
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)				
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料	
法第32 条第1項 第1号に 掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき	420円	法第32 条第1項 第1号に 掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき	480円	
	第2種電柱	1年	650円	第2種電柱	1年	730円		
	第3種電柱		880円	第3種電柱		990円		
	第1種電話柱		380円	第1種電話柱		430円		
	第2種電話柱		610円	第2種電話柱		680円		
	第3種電話柱		830円	第3種電話柱		940円		
	その他の柱類		38円	その他の柱類		43円		
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつ	4円	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつ	4円		
	地下に設ける電線そ の他の線類	き1年	2円	地下に設ける電線そ の他の線類	き1年	3円		
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	370円	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	420円		
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつ き1年	230円	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつ き1年	260円		
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき 1年	760円	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき 1年	850円		
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		320円	郵便差出箱及び信書 便差出箱		360円		
	広告塔	表示面積1 平方メー トルにつ き1年	960円	広告塔	表示面積1 平方メー トルにつ き1年	870円		
	その他のもの	占用面積1 平方メー トルにつ き1年	760円	その他のもの	占用面積1 平方メー トルにつ き1年	850円		
	法第32 条第1項 第2号に 掲げる	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メー トルにつ	16円	法第32 条第1項 第2号に 掲げる	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メー トルにつ	18円
		外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満	き1年	23円		外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満	き1年	26円

物件	のもの		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	34円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	45円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	68円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	91円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	160円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	230円	
	外径が1メートル以上のもの	450円	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

物件	のもの		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円
	外径が1メートル以上のもの		510円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの
			長さ1メートルにつき1年
			3円
			9円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年
			680円

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	760円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	トルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			480円	
	地下に設ける通路			290円	
	その他のもの			760円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10円	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下	看板(ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき	960円	

		その他 のもの	上空に 設ける もの	占用面積1平方メートルにつき1年	430円
			地下に 設ける もの		260円
		その他のもの			850円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	850円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	トルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			430円	
	地下に設ける通路			260円	
	その他のもの			850円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9円	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下	看板(ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき	870円	

「令」			き1年	
とい	標識		1本につき	610円
う。)第			1年	
7条第1	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき	10円
号に掲		その他の催	1日	
げる物		しに際し、		
件		一時的に設		
		けるもの		
		その他のも	1本につき	96円
		の	1月	
	幕(令第7	祭礼、縁日	その面積1	10円
	条第4号	その他の催	平方メー	
	に掲げる	しに際し、	トルにつ	
	工施用施	一時的に設	き1日	
	設である	けるもの		
	ものを除	その他のも	その面積1	96円
	く。)	の	平方メー	
			トルにつ	
			き1月	
	アーチ	車道を横断	1基につき	960円
		するもの	1月	
		その他のも		480円
		の		
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1	760円
			平方メー	
			トルにつ	
			き1年	
令第7条第4号に掲げる工施用			占有面積1	96円
施設及び同条第5号に掲げる			平方メー	
工施用材料			トルにつ	
令第7条第6号に掲げる仮設建			き1月	76円
築物及び同条第7号に掲げる				
施設				
令第7条	トンネルの上又は高		占有面積1	Aに0.019
第8号に	架の道路の路面下(当		平方メー	を乗じて
掲げる	該路面下の地下を除		トルにつ	得た額
施設	く。)に設けるもの		き1年	
	上空に設けるもの			Aに0.023
				を乗じて

「令」			き1年	
とい	標識		1本につき	680円
う。)第			1年	
7条第1	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき	9円
号に掲		その他の催	1日	
げる物		しに際し、		
件		一時的に設		
		けるもの		
		その他のも	1本につき	87円
		の	1月	
	幕(令第7	祭礼、縁日	その面積1	9円
	条第4号	その他の催	平方メー	
	に掲げる	しに際し、	トルにつ	
	工施用施	一時的に設	き1日	
	設である	けるもの		
	ものを除	その他のも	その面積1	87円
	く。)	の	平方メー	
			トルにつ	
			き1月	
	アーチ	車道を横断	1基につき	870円
		するもの	1月	
		その他のも		430円
		の		
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1	850円
			平方メー	
			トルにつ	
			き1年	
令第7条第4号に掲げる工施用			占有面積1	87円
施設及び同条第5号に掲げる			平方メー	
工施用材料			トルにつ	
令第7条第6号に掲げる仮設建			き1月	85円
築物及び同条第7号に掲げる				
施設				
令第7条	トンネルの上又は高		占有面積1	Aに0.014
第8号に	架の道路の路面下(当		平方メー	を乗じて
掲げる	該路面下の地下を除		トルにつ	得た額
施設	く。)に設けるもの		き1年	
	上空に設けるもの			Aに0.017
				を乗じて

	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの
		階数が2のもの
		階数が3以上のもの
	その他のもの	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	
	その他のもの	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	
	その他のもの	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	
令第7条第12号に掲げる器具		
令第7条	トンネルの上又は自	

得た額
Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.013を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.013を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額

	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの
		階数が2のもの
		階数が3以上のもの
	その他のもの	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	
	その他のもの	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	
	その他のもの	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	
令第7条第12号に掲げる器具		
令第7条	トンネルの上又は自	

得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.031を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額

第13号	自動車専用道路(高架の	を乗じて
に掲げ	ものに限る。)の路面	得た額
る施設	下に設けるもの	
	上空に設けるもの	Aに0.023
		を乗じて
		得た額
	その他のもの	Aに0.033
		を乗じて
		得た額

備考

(1)~(6) (略)

第13号	自動車専用道路(高架の	を乗じて
に掲げ	ものに限る。)の路面	得た額
る施設	下に設けるもの	
	上空に設けるもの	Aに0.022
		を乗じて
		得た額
	その他のもの	Aに0.031
		を乗じて
		得た額

備考

(1)~(6) (略)

安中市法定外公共物の管理に関する条例(平成18年安中市条例第177号)新旧対照表(附則第3項による改正)

現 行				改 正 案			
別表(第15条関係) 法定外公共物使用料金表(年額料金)				別表(第15条関係) 法定外公共物使用料金表(年額料金)			
区分	種別	単位	使用料	区分	種別	単位	使用料
土地	農地	1平方メー	10円	土地	農地	1平方メー	10円
占用	宅地	トル	80円	占用	宅地	トル	80円
	植林採草地		10円		植林採草地		10円
	第1種電柱	1本	420円		第1種電柱	1本	480円
	第2種電柱		650円		第2種電柱		730円
	第3種電柱		880円		第3種電柱		990円
	第1種電話柱		380円		第1種電話柱		430円
	第2種電話柱		610円		第2種電話柱		680円
	第3種電話柱		830円		第3種電話柱		940円
	その他の柱類		38円		その他の柱類		43円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	4円		共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	4円
	地下に設ける電線その他の線類		2円		地下に設ける電線その他の線類		3円
諸管	外径が0.07メー		16円	諸管	外径が0.07メー		18円
埋設	トル未満のもの			埋設	トル未満のもの		
	外径が0.07メー		23円		外径が0.07メー		26円
	トル以上0.1メー				トル以上0.1メー		
	トル未満のもの				トル未満のもの		
	外径が0.1メー		34円		外径が0.1メー		38円

	ル以上0.15メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円
	外径が1メートル以上のもの		450円
	鉄道軌条	1平方メートル	100円
	材料置場	トル	400円
	太陽光発電設備及び風力発電設備		760円
	その他工作物		150円
	原形占用(漁業を除く。)		80円
	その他	その都度市長が定める額	
生産 物採 取	土砂	1立方メートル	150円
	砂利	トル	200円
	栗石		200円
	公共事業に使用する栗石		50円
	切込砂利		200円
	切石	30立方センチメートル	50円
	公共事業に使用する切石	1立方メートル	100円
玉	20センチメートル	1個	30円

	ル以上0.15メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円
	外径が1メートル以上のもの		510円
	鉄道軌条	1平方メートル	100円
	材料置場	トル	400円
	太陽光発電設備及び風力発電設備		850円
	その他工作物		150円
	原形占用(漁業を除く。)		80円
	その他	その都度市長が定める額	
生産 物採 取	土砂	1立方メートル	150円
	砂利	トル	200円
	栗石		200円
	公共事業に使用する栗石		50円
	切込砂利		200円
	切石	30立方センチメートル	50円
	公共事業に使用する切石	1立方メートル	100円
玉	20センチメートル	1個	30円

石	以上45センチメートル未満		
	45センチメートル以上		80円
公共事業に使用する玉石	1立方メートル		150円
庭石	30立方センチメートル		200円
その他	その都度市長が定める額		

備考

(1)~(4) (略)

石	以上45センチメートル未満		
	45センチメートル以上		80円
公共事業に使用する玉石	1立方メートル		150円
庭石	30立方センチメートル		200円
その他	その都度市長が定める額		

備考

(1)~(4) (略)